

造林・生産事業に係る林業
事業体等との意見交換会資料

労働災害の未然防止について

| | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 労働災害防止に向けた緊急要請 | 1 |
| 2 | 国有林野事業における請負事業者等の 労働災害の発生状況 | 2 |
| 3 | クマ類による災害の防止対策 | 1 5 |
| 4 | 職場における熱中症対策の強化について | 2 0 |

令和8年2月26日

林野庁 近畿中国森林管理局

国有林内で事業を実施する事業主の皆様へ

労働災害防止に向けた緊急要請

国有林野事業においては、「第14次労働災害防止計画」及び「森林・林業基本計画」等を踏まえつつ、発注する造林・間伐、土木工事等に関し、あらゆる機会を通じて労働災害の防止に向けた取組を進めているところです。

しかしながら、請負事業等において、すでに5件の死亡災害が発生するとともに、休業日数4日以上労働災害が8月末時点で46件（前年同期33件、対前年度比139%）うち伐倒作業中は15件発生している状況です。重大災害の発生が続いており、これから事業の最盛期を迎えることを考慮すると、極めて憂慮すべき状況にあると考えています。本年度、発生した重大災害は、4月にチェーンソーで伐倒作業中に伐倒木とつるがらみになっていた木が倒れ激突したもの、5月にバックホウで作業中に地山と既設擁壁が崩れ転落したもの、ホイールローダーで崩土除去を行っていた際に路肩から転落したもの、8月には林地内移動中に転落したもの、9月にはフォワーダーが転落したものです。

また、全国的に、熱中症警戒情報が発表される地域があるなど暑さが続いている状況となっており、9月以降も平年より高温の日が多くなる予想のことから、暑い時間帯を避け、涼しい環境での作業を選択することやこまめな休憩、水分補給・塩分補給など、地域に応じた熱中症対策をお願いします。

重大災害の発生が続いている状況も踏まえ、発注者として労働災害防止を図るうえで事業主の皆様におかれましては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項について改めて再認識頂くとともに、労働災害による犠牲者を出さないという強い決意のもと、安全衛生活動を今一度総点検いただき、あわせて作業員に対しても基本的事項等について周知徹底し、労働災害の防止に努めていただくようお願いいたします。

令和7年9月

林野庁 国有林野部 業務課長

2 国有林野事業における請負 事業者等の労働災害の発生状況

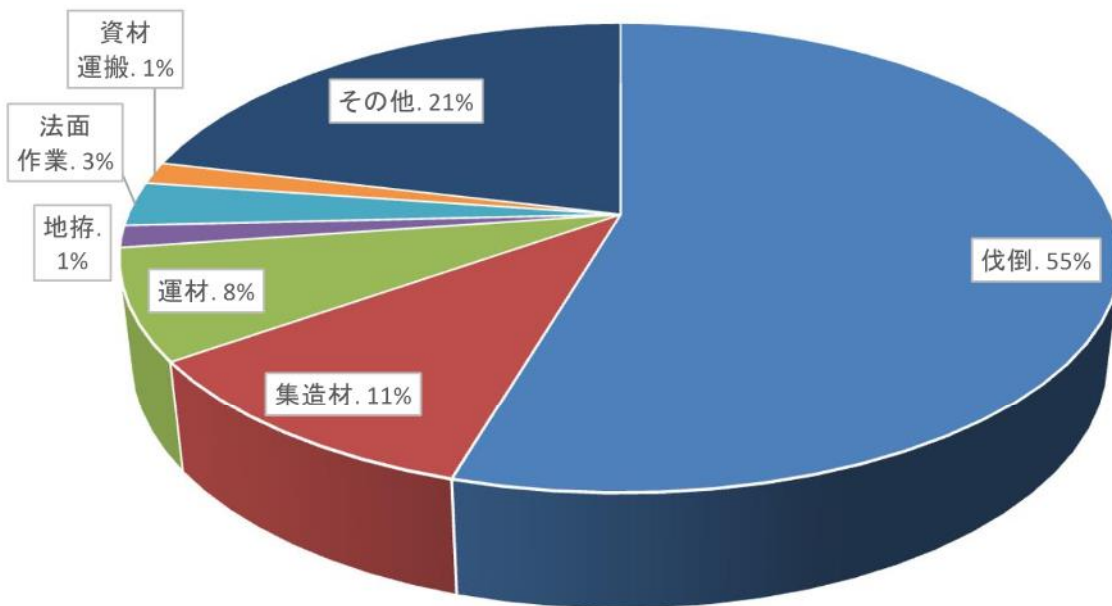
○労働災害の未然防止について

- 👉 林業における労働災害発生率は、依然として**他産業と比較して高い水準**にあることから、一層の労働災害防止対策を推進することが必要です。
- 👉 国有林野事業における重大災害の発生状況を分析しても、**伐倒作業中に被災**したものが、全体の**5割以上**を占めています。
- 👉 伐倒作業の中でも、**かかり木処理に起因するもの・伐倒方向が狂った**ことなどにより、伐採木に激突される災害が**5割**を占めています。
- 👉 近年では、**重機による作業中**の災害も増えています。
- 👉 **基本手順等の遵守**及び**周囲確認の徹底**により防げた災害も多くあります。過去の災害事例における教訓等を生かして、**類似災害を撲滅**しましょう。

○国有林野事業における請負事業者等の 重大災害の発生状況（林野庁全体）

【平成25年度～令和6年度】

| 事業別 | 作業種別 | 伐倒 | 集造材 | 運材 | 作業路 作設 | 地拵 | 法面 作業 | 型枠 作業 | 資材 運搬 | その他 | 合計 |
|-------------|------|----|-----|----|-----------|----|----------|----------|----------|-----|----|
| | | | | | | | | | | | |
| 造林・素材生 産 | 生産 | 10 | 5 | 4 | | | | | 1 | | 20 |
| | 造林 | 13 | | | | 1 | | | | 3 | 17 |
| | その他 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 立木販売 | 11 | 2 | 1 | | | | | | 2 | 16 |
| | 計 | 34 | 7 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 6 | 54 |
| 治山・土木 | 林道 | | | | | | | | | 3 | 3 |
| | 治山 | 2 | | | | | 2 | | | 5 | 9 |
| | 計 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 8 | 12 |
| 合計 | | 36 | 7 | 5 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 14 | 66 |



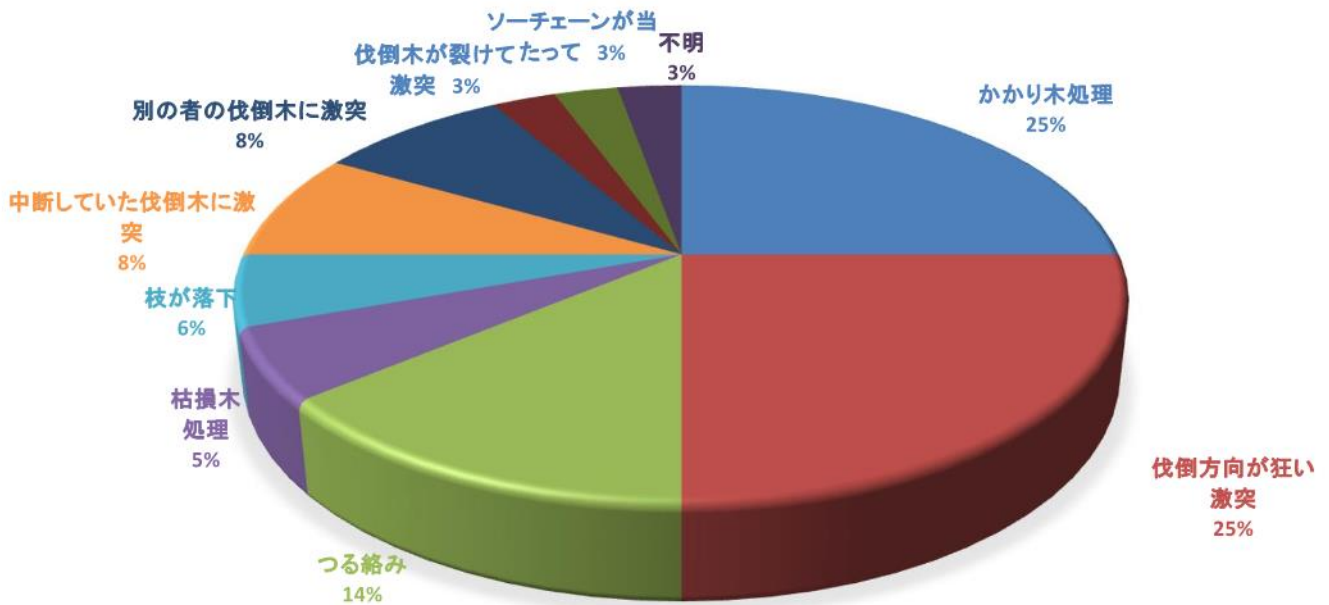
伐倒作業が5割超！

※造林の件数には間伐作業が含まれる。

○伐倒作業における災害の内容

【平成25年度～令和6年度】

| 作業内容等 | かかり木処理 | 伐倒方向が狂い激突 | つる絡み | 枯損木処理 | 枝が落下 | 中断していた伐倒木に激突 | 別の者の伐倒木に激突 | 伐倒木が裂けて激突 | ソーチェーンが当たって | 不明 | 計 |
|-------|--------|-----------|------|-------|------|--------------|------------|-----------|-------------|----|------|
| 件数 | 9 | 9 | 5 | 2 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 36 |
| 割合 | 25% | 25% | 14% | 6% | 6% | 8% | 8% | 3% | 3% | 3% | 100% |



かかり木処理及び伐倒方向の狂いが約5割！

令和6年度 請負事業等における重大災害の発生状況

令和7年3月31日現在

| No. | 局 | 事業の種類 | 発生日 | 性別 | 年齢 | 従事作業 | 概要（推定） |
|-----|------|---------------|------------|------------|----|-----------|---|
| 1 | 九州局 | 立木販売 | R6. 4. 5 | 男 | 61 | トラック積込み作業 | スギ丸太をグラップル付きフォワーダからトラックへ積み込む作業を終えた被災者が、荷締めを行うための確認作業中に、何らかの原因でスギ丸太がトラックから滑落して胸部を強く打ち受災したものと推定。 |
| - | 東北局 | 立木販売 | R6. 6. 15 | 男 (事業主) | 63 | 伐倒作業 | 一人作業により薪炭用原木（ミズナラ）の伐倒作業を行っていた被災者（事業主）が、重心が傾いていたミズナラをグラップルで支えて伐採したところ倒れなかったことから、グラップルを操作するためにキャブに乗り込もうとした際に、何らかの原因により、ミズナラの伐倒方向が約90°回転して倒れ、被災者の左側面を強打し受災したものと推定。 |
| 2 | 九州局 | 立木販売 | R6. 7. 29 | 男 | 69 | 伐倒作業 | 主伐の作業現場において、同僚がヒノキを伐倒したところ、受け口を崩り過ぎていたため、切り残し（つる）を作ることが出来ず、伐倒方向が狂い、下方で伐倒作業を行っていた被災者の左脇腹付近に当たり受災したものと推定。 |
| 3 | 関東局 | 立木販売 | R6. 10. 21 | 男 | 61 | 伐倒作業 | 伐倒作業の際、伐倒木（スギ）を伐倒したところ、隣接していた枯損木（クリ）が、つるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災したものと推定。 |
| 4 | 九州局 | 生産 (誘導伐) | R6. 10. 28 | 男 | 38 | 伐倒作業 | 同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し受災したものと推定。 |
| 5 | 中部局 | 生産 (育成受光伐) | R6. 11. 20 | 男 | 60 | 伐倒作業 | 被災者が前日にナラを伐倒したところヒノキAに当たり、ヒノキAが幹折れして、折れた部分がある状態でコシアブラとヒノキBにかかり木となっていた。被災者は、かかられた木を伐倒してかかり木を外そうとコシアブラに受け口を入れたところ、受け口部分からコシアブラが折れ、コシアブラとヒノキBから外れた幹折れしたヒノキAの上部が被災者の腰部に落下して受災したものと推定。 |
| 6 | 北海道局 | 立木販売 | R7. 1. 7 | 男 | 51 | 伐倒作業 | 同僚が木材グラップル機により伐倒木（ホオノキ）を木寄せした際、伐根から約1m離れた箇所に待機していた被災者の左腹部に木材グラップル機のアタッチメントが当たり受災したものと推定。 |
| 7 | 北海道局 | 生産 | R7. 1. 8 | 男 | 75 | 伐倒作業 | 伐倒作業の際、伐倒木（シラカバ）を伐倒したところ、伐倒木が隣接していたトドマツにかかり木となった状態で、被災者に持病の症状があらわれたため対処しようとした際、かかり木となっていた伐倒木がトドマツから外れて倒れ、跳ね上がった伐倒木が被災者に当たるとともに、被災者が地面に倒れた際に背中を倒木で強打し受災したものと推定。 |
| 8 | 関東局 | 立木販売 | R7. 3. 27 | 男 | 77 | 集材作業 | 木材グラップル機で集材作業をしていたところ、林地内を移動した際、底板が伐根に乗り上げたことから機体のバランスが崩れ、林地内の斜面を転落しながら転落し、被災者がキャビン内で体を打つたことにより受災。 |

注) R6. 6. 15に東北局で発生した立木販売（伐倒作業）の災害は被災者が事業主のため、労働災害としてカウントしない。

かかり木処理作業における禁止事項

- ☞ かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。
- ☞ 他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。
- ☞ かかり木を元玉切りし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。
- ☞ かかり木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。
- ☞ かかられている木に上り、かかり木にかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。

(林災防規程第69条、第70条関連)

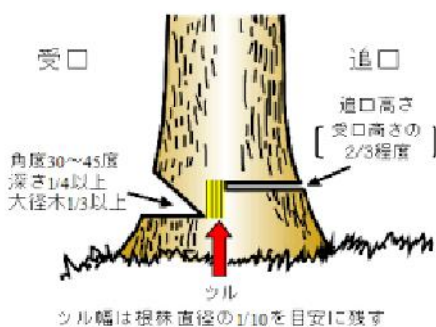
令和5年12月より、労働安全衛生規則が改正され、「受け口と追い口の間には、**適切な幅の切り残しを確保すること**」と明文化され、**つるを残すことが義務付け**られました。

伐倒の基本

①受け口

②追い口

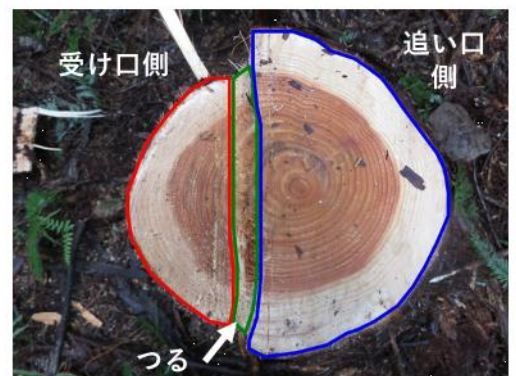
③つるを残して伐倒



ツルが支点となって、受け口を閉じるように倒れる



- 伐倒方向を正確にコントロールするため
- 木の倒れるスピードをゆっくりにするため



令和7年度 請負事業等における重大災害の発生状況

令和8年2月20日現在

| No. | 局 | 事業の種類 | 発生日 | 性別 | 年齢 | 従事作業 | 概要（推定） |
|-----|-----|-------|-----------|----|----|-----------|---|
| 1 | 九州局 | 立木販売 | R7. 4. 9 | 男 | 53 | 伐倒作業 | 伐倒作業時に、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみとなっていたヒノキ立木が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災。 |
| 2 | 四国局 | 林道 | R7. 5. 14 | 男 | 62 | 掘削土砂の移動作業 | バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、バックホウとともに転落し、転落したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより受災。 |
| 3 | 中部局 | 林道 | R7. 5. 15 | 男 | 65 | 崩土除去作業 | ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され受災。 |
| 4 | 東北局 | 造林 | R7. 8. 19 | 男 | 62 | 下刈作業 | 下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約42度の斜面上部へ手を駆け登ろうとしたところ、バランスを崩し仰向け状態で回転しながら滑落したことにより受災。 |
| 5 | 東北局 | 生産 | R7. 9. 8 | 男 | 33 | 丸太運搬 | 被災者が、フォワーダで材を搬出するため、森林作業道を走行中にスイッチバック箇所方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、後進し森林作業道から谷に転落した後、斜面に激突しキャビン部分が押し潰され受災。 |
| — | 東北局 | 立木販売 | R7. 11. 2 | 男 | 41 | 集材作業 | 被災者は、バケット付き木材グラップル機により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより受災したと推定。 |
| 6 | 東北局 | 立木販売 | R8. 2. 16 | 男 | 83 | 伐倒作業 | 【調査中】 立木を伐倒中、つるがらみとなっていた後方の立木が途中で折損し、被災者の頭部へ直撃したことにより受災。 |

注) R7. 11. 2に東北局で発生した立木販売（集材作業）の災害は被災者が事業主のため、労働災害としてカウントしない。

○類似災害の防止

- ◆背景 近年の災害に占める「類似災害」の割合は非常に高い。
- ◆対策 作業手順書の作成や現地K Y等において災害事例をいかに活用するかが、類似災害を防ぐポイント

① 災害事例の共有

過去の同種災害の発生状況、原因、防止対策を記録・整理し、現場で検索・確認

② リスクアセスメントとKY活動

作業の危険要因を特定し、対策を検討する。

特に危険予知活動（KYK）で、過去の事例を参考に「もしも」を想定した議論を行う。

③ ヒヤリ・ハットの収集

災害に至らないまでもヒヤリとした事例を報告し、災害の予兆として早期に対策を講じる。

④ 現場の徹底（5S・作業ルール）

整理・整頓・清掃・清潔・しつけ（5S）を実施し、設備や作業環境を改善する。

⑤ PDCAサイクル

再発防止のPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）を継続的に機能させる。

類似災害の防止① つるがらみによる災害

○ R6年10月関東局



【概要】

伐倒作業の際、伐倒木（スギ）を伐倒したところ、隣接していた枯損木（クリ）がつるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり被災したものと推定。

【原因】

伐倒木上部のつるがらみの状況や隣接木の状況について十分な把握と必要な措置が講じられずに伐倒が行われ被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されていなかった可能性。

○ R7年4月九州局（1件目）



【概要】

伐倒作業において、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみになっていた立木（ヒノキ）が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり被災したと推定。

【原因】

伐倒木上部のつるがらみの状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われたことにより被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されていなかった可能性。

○ R8年2月東北局（6件目）

【概要】調査中

立木を伐倒中、つるがらみとなっていた後方の立木が途中で折損し、被災者の頭部へ直撃したことにより被災。

類似災害の防止② 伐倒木の滑落による災害

○ R6年10月九州局



【概要】

同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し受災したと推定。

【原因】

伐木の作業において、伐倒木が滑ることによる危険が予想される斜面の下方に作業者を立ち入らせた状況で伐倒が行われたことにより受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されていない可能性。

○ R7年11月東北局（事業主の災害）



【概要】

被災者は、バケット付き木材グラップル機により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのboom側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れboomが降下し、体の肩から上部がキャビンとboomシリンダーの間に挟まれたことにより受災したと推定。

【原因】

斜面上方の伐倒木を引き下げるときに伐倒木等が重機に接触しないような場所に重機を設置する措置を講じさせなかったこと及び斜面を滑落しキャビンに進入した伐倒木を除去しようと運転席から離れる際にエンジンを停止する等の措置を講じさせなかったこと

類似災害の防止③ 下刈作業中の刈刃への接触

- ・誰がどう考えても、回転する刈刃に手をもっていく行為は危険極まりない。
- ・同一森林管理署、同一事業体で2年連続して発生。
- ・突発的・偶発的でもない。防ぐことができる。分かっているでも繰り返す災害。

○令和4年9月 23歳・常勤職員（左手人差し指切創）

【概要】

被災者が林地傾斜約30度の箇所作業をしていたところ、刈払機の刃に草が絡まったので、スロットルレバーをゆるめ取ろうとした時に、動いた刈刃に左手人差し指が当たり受災した。



○令和4年6月 18歳・常勤職員（右第1指挫滅創）

【概要】

被災者が林地傾斜約15度の箇所作業をしていたところ、刈払機の刃の取り付け部分に草が絡まったので、スロットルレバーを緩めからまった取ろうとした時に、回転していた刈刃に右手親指が当たり受災した。



○今年度の災害事例

R7 災害発生概要（4件目）

【概要】 令和7年8月19日発生 東北局 62歳

被災者が受け持つ下刈作業区域を一段上方へ変更し、斜面上方へ移動するため上方にあった岩石や伐根を避け、傾斜約42度の斜面へ手をかけ登ろうとしたところ、被災者が滑ったような跡もなく原因は不明であるが何らかの理由でバランスを崩し、仰向け状態となって頭部を斜面下部にした体勢で約2m程度回転しながら滑落し、地面に頭をぶつけたと推察

災害発生箇所現況写真（被災者の状況）
秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林3162林班り小班



R7 災害発生概要（5件目）

【概要】 令和7年9月8日発生 東北局 33歳
森林作業道のスイッチバック箇所ではフォワーダを方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、フォワーダが後進し設置していた転落防止柵（末木枝条を積み上げ、崩れないよう杭状の丸太を地面に埋めて固定していた）を突き破り、約50度の斜面を約40メートル転落し、フォワーダのキャビン部分が左側面から沢向かいの斜面に激突し押し潰されたものと推察



○休業4日以上の災害発生概要

(近畿中国森林管理局管内)

令和6年度 請負事業等における休業4日以上災害発生状況 (概要)

令和7年3月31日現在

| 番号 | 事業の種類 | 発生年月日 | 性別年齢 | 従事作業 | 傷病名 | 災害の概要 |
|----|------------------|---------|------|------|-----------------|---|
| 1 | 治山 | R6.7.16 | 男58 | 清掃作業 | 右膝蓋骨骨折 | 被災者は、資材運搬路の清掃作業を実施するため、散水車に給水を実施。給水が完了したことから散水車の車止めを外したところ散水車が動き出し、被災者は動き出した散水車を止めようと運転席側に回り込み、止めようとしたが間に合わず、危険を感じて飛び降りた。飛び降りた際に右膝を骨折した。 |
| 2 | 治山 | R6.7.31 | 男58 | 下山中 | 右膝関節捻挫 | 被災者は、現場から山を下る際に歩道の下り坂において、歩行中に足を滑らせて、約1.5m程度滑落した際、左足をついた瞬間に左足を捻った。 |
| 3 | 保安林整備 (本数調整伐) | R6.8.26 | 男72 | 伐倒作業 | 胸髄損傷・ 右大腿骨骨折 | 被災者は、同僚2名と本数調整伐を行っていた。(被災者は丸太筋工用の杭作成作業、同僚2名は伐倒作業に従事) 同僚Aが伐採した立木が想定と違う方向(退避していた被災者の方向)に倒れ始めたことから、同僚Aは被災者に「危ない」と声をかけた。被災者は掛け声に反応し上部方向に移動したが、伐採木の根元が地面にバウンドした反動で再び倒れる方向が変わり、被災者背部を直撃して被災した。 |
| 4 | 治山 | R6.9.7 | 男64 | 資材積込 | 左人差し指 不全切断 | 被災者は、撤去物資の積み込み作業をしていたところ、吊荷を介錯していた左人差し指がトラックに備えていた荷物落下防止用の単管パイプとの間に挟まれ不全切断した。 |
| 5 | 収穫調査 | R6.11.3 | 男76 | 立木調査 | 右手親指切創 | 収穫区域表示(テープ巻き)作業中、手をついた岩と足元の岩が崩れて転倒し右側の胸部を強打した。また、その際鞆から脱落した鉋刃に右手親指を打ち付けた。 |

令和7年度 請負事業等における休業4日以上災害発生状況 (概要)

令和8年2月13日現在

| 番号 | 事業の種類 | 発生年月日 | 性別年齢 | 従事作業 | 傷病名 | 災害の概要 |
|----|-------|---------|------|------------------|-----------------------|---|
| 1 | 治山 | R7.5.13 | 男66 | 土砂運搬作業 | 背骨骨折 | 被災者は、10トンダンプで土砂運搬業務に従事しており、土砂運搬後、空荷で山腹工の現場へ向かっていたところ、運転操作を誤り、林道擁壁から3m下の川に転落し被災した。 |
| 2 | 造林 | R7.7.24 | 男47 | 下刈 (機械刈払い) | 右足くるぶし 上部切創 | 被災者は、刈払い機による下刈作業に従事していたところ、使用していた刈払い機の刈刃が破損し飛来し、右足くるぶし上部に当たり、被災(切創長さ5cm・深さ1cm)した。 |
| 3 | 治山 | R7.7.25 | 男49 | 流路工脱型作業 (歩行中) | 右手首・ 左肩骨折 | 被災者は、当日の作業を終え、帰宅のため施工中のコンクリート帯工上部を歩行中、段差0.5mを下りた際、足元に踏み台代わりに設置されていた土嚢(高さ0.2m)上で足を滑らせ、3.5m滑落し被災した。 |
| 4 | 生産 | R7.8.2 | 男40 | 玉切り | 左足甲 挫減傷 | 被災者は、片足を伐倒にかけ玉切りをした際、足をかけていた伐木が揺らぎ、バランスをくずしセンサーが左足甲にあたり被災した。 |
| 5 | 造林 | R7.8.30 | 男37 | 下刈 (機械刈払い) | 左足甲切創 | 被災者は、風倒被害木として横たわっていた丸太(直径20cm、長級8m)に左足を乗せて刈払い機による下刈作業に従事していたところ、足を滑らせバランスを崩し、転倒した際に反射的に下刈り機を引き寄せたため刈刃が左足の甲に当たり被災した。 |
| 6 | 治山 | R7.9.2 | 男32 | 測量設計 | 右上腕骨折 左手複雑骨折 ほか | 被災者は、資材運搬路において現況測量の支障となる谷側路肩の草を刈り払っていたところ、足を滑らせ垂直の擁壁から9m落下後、斜面を15m位滑落し被災した。 |

3 クマ類による災害の防止対策

クマにかまれ重傷

江津の山林で男性作業員

22日午前9時ごろ、江津市桜江町谷住郷の山林で、作業中の邑智郡森林組合の50代男性がツキノワグマに複数回かまれて右腕や左手、顔に重傷を負った。県防災ヘリで病院に運ばれたが、搬送時に意識があり、命に別条はないという。クマの被害は今年に入って初めてで、県が注意を呼びかけている。(村上栄太郎)



男性作業員がツキノワグマに襲われ、重傷を負った事故現場付近＝22日午前11時36分、江津市桜江町谷住郷

ったという。男性は右腕を数力所かまれ、左小指を失ったほか、顔に裂傷を負った。クマは山の中に逃げた。

県鳥獣対策室や同組合によると、出現したのは標高約3000メートル地点。作業員10人が午前8時ごろから、植樹前の地ならし作業をしていたところ、体長1メートルを超す成獣のクマが出現し、雑木をまとめていた男性を襲ったという。男性は右腕を数力所かまれ、左小指を失ったほか、顔に裂傷を負った。クマは山の中に逃げた。

大勢、騒音だったのに

「現場で作業する人数は多かった。近寄ってくるのは考えていなかった」。22日に起きたツキノワグマによる人身事故。一報を受けて現場に駆け付けた邑智郡森林組合の日野原淳事業課長は、想定外の事態に苦悩



邑智郡森林組合の日野原淳事業課長は「想定していなかった事故が起きた。作業工程を見直しして再発防止に努める」と話した。

鳥根県内のツキノワグマによる人身被害は2018年度以降で11件目。いずれも県西部で発生しており、春先の人身被害は初めてとなる。また、23年度の目撃数は954件(2月末時点)で、この5年間で20年度に次ぎ2番目に多くなっている。

た。辺りにはけたたましいエンジン音が響いていたという。居合わせた作業員の一人は「山中で見かける機会はあるけど、これだけ大きな音が鳴る中で姿を現すことはなかった」と驚いた様子で話した。

冬眠明けのこの時期は餌を求めて活発に活動するとされる。特に子連れの母グマは普段より神経質になる傾向があることされ、専門家は見通しの悪い所での行動は極力避けるよう警備を囁かす。

鳥根県中山間地域研究センター鳥獣対策科の田川哲係長は「春先は山菜採りなどで山に入り、遭遇する可能性が高まる。人間がクマの生息域に入っていると認識してほしい」と話す。

県は、山林に入る際は2人以上で行動する▽クマが行動する早朝や夕暮れ時は鈴や笛など音の出るものを身に付ける▽子グマを見つけた場合は遠やかに立ち去るよう求めている。

(村上栄太郎)

被災者のヘルメットについてツキノワグマの歯形



被災者の証言

- 当日は、山側から谷方向へ、鎌を使ってまくりの作業をしていた。
- クマ対策（爆竹を鳴らす等）は実施していなかった。
- 既にクマに襲われている状況の記憶しか無く、どのようにしてクマに襲われたのか、どうしてクマが攻撃をやめたのか分からない。クマの姿も見えていない。
- 両腕で顔を隠して、ひたすらクマの攻撃を耐えていた。位置関係は、クマが斜面上方、自分が斜面下方で、立ったまま、踏ん張っていた。
- 大声を出したが、刈払機の機械音のためか、周囲の作業員には聞こえなかったようだ。

人身被害発生現場



倒木を利用した冬眠穴

現地調査を踏まえた専門家による所見

- 被災現場近くで発見した冬眠穴は、**倒木の根元付近に生じた空洞**を利用したもの。ツキノワグマは、**倒木、切り株、根上がり木に発生した空洞**を冬眠穴に利用することが多い。
- 冬眠穴周辺の雑灌木も刈り払われており、被災前日に刈り払い作業をしているときは、**クマは、冬眠穴の中でじっとしていた**と考えられる。次の日、まくり作業で、再び、接近したときに、クマが出てきて襲ったのではないか。
- 既に、冬眠穴から外に出ており、現場周辺に食料となる樹木が少ないことから、クマが作業現場に来る可能性は低い。
- 一度使われた冬眠穴を同じクマあるいは別のクマが再利用する可能性はある（利用された冬眠穴を埋める対策を講じている地方もあるとのこと）。
- 一般的には、**林業作業中にクマによる被害を受ける可能性は小さい。**
- クマ対策に万全を期していれば（大きな音等で人間の存在を知らせる）、被災リスクは小さい。

皆さんの現場は、クマの生息域です。常に、近くにクマがいるかもしれないと注意しながら作業しましょう。

林業の現場では、特に**冬から春にかけて「巣穴付近での被害」が発生**しています。

クマ類が生息している山林で作業する際は、
以下の事項について注意願います。

- ① 単独行動を避け、鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、人の存在を知らせてください。
クマ撃退スプレーの携行も推奨されます。
- ② 混合油などの燃料は、クマの誘引物とされています。
給油場所、保管場所では周囲に注意を払ってください。
- ③ 弁当等の食品管理を徹底してください。
※においの漏出を防ぐため、丈夫なプラスチックや金属製のフードロッカーの利用も検討してください。
- ④ 岩陰や乗り越える尾根の先などの見通しの悪い場所では、クマと突発的に遭遇する可能性があるため、手前で立ち止まって大きな声を出すなどにより安全を確認してください。
- ⑤ 冬から春先にかけては、倒木、岩穴や木の根上がり等の空洞といった巣穴（冬眠穴）として利用しそうな場所には、不用意に近づかないでください。

巣穴の例（撮影：佐藤嘉宏）



倒木の根元



樹洞



樹洞

「遭遇した場合」については裏面へ

詳しくは、環境省作成マニュアル
「クマ類の出没対応マニュアル-改訂版-」を参照願います。

※クマ撃退スプレーは、有効成分・濃度、噴射距離・時間など性能差があるので確認して選んでください。
なお、製品の性能は、EPA（米国環境保護庁）に登録されたものが参考となります。



クマ類に遭遇した際にとるべき行動

(1) 遠くにクマがいることに気がついた場合

落ち着いて静かにその場から立ち去ります。

(2) 近くにクマがいることに気がついた場合

クマを見ながらゆっくり後退する、静かに語りかけながら後退する、など落ち着いて距離をとるようにします。

慌てて走って逃げてはいけません。

(3) 至近距離で突発的に遭遇した場合

攻撃を回避する完全な対処方法はありません。

クマは、顔面・頭部を攻撃することが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつ伏せになるなどして重大な障害や致命的ダメージを最小限にとどめることが重要です。

(4) 親子クマとの遭遇

子連れのカマと遭遇した場合、速やかにその場から離れることが必要です。

(5) クマ撃退スプレーによる撃退

クマの目や鼻・のどの粘膜にスプレーが当たるよう、顔に向かって噴射することが重要です。

射程距離は5 m程度と短い製品が多いため、十分クマを引き付けてから噴射する必要があります。

クマと遭遇した際の正しい対処法については、環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアルー改訂版ー」等で確認ください。

4 職場における熱中症対策の強化

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

1 見つける

2 判断する

3 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、現場巡視やパディ製の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

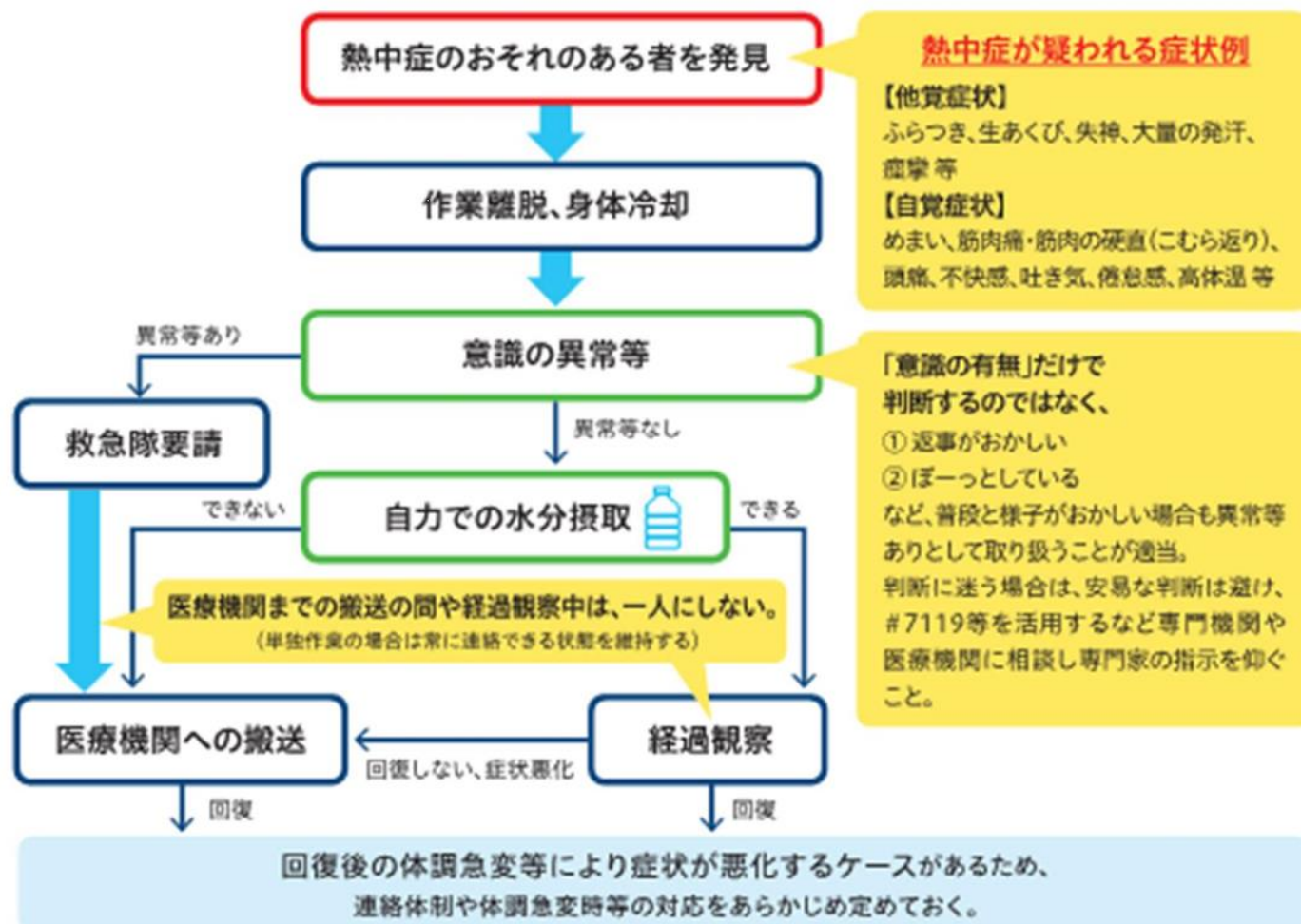
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

